

## 稲沢市市民参加条例に規定する市民参加手続の平成 27 年度実施状況 について（報告）

### 1 はじめに

稲沢市市民参加条例（以下「条例」という。）第 10 条の規定では、市民参加手続の対象となる施策毎に、「市民参加の実施予定、実施状況及びその結果を公表しなければならない。」と定めています。

また、市民参加をより推進していくためには、市民と市の双方が市民参加の現状を情報共有することが必要であり、特に市職員が全庁的状况を把握することは、市が市民参加の推進に真摯に取り組むために欠かせません。

そこで、各部課を対象に、平成 27 年度の市民参加手続の実施状況を調査しました。

なお、条例の適用外ではありますが、法令の規定により実施するもの（条例第 6 条第 2 項第 1 号）についても市民参加の取組と言えることから、調査対象に含めました（下記【表 1】参照）。

その結果、9 課の 15 事業において、29 件の市民参加手続が実施されたことが分かりました。

【表 1】調査対象

条例を適用するもの	市民参加手続を実施	第 6 条第 1 項 (1) 市の基本構想、基本計画その他施策の基本的な事項を定める計画等の策定又は変更 (2) 市政に関する基本方針を定め、又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃 (3) 広く市民に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃 (4) 公共の用に供される大規模な施設の設置に係る基本計画等の策定又は変更 (5) 前各号に掲げるもののほか、特に市民参加手続を経ることが適当と認められるもの	調査対象としたもの
	市民参加手続を実施しない	第 6 条第 1 項ただし書 「緊急その他のやむを得ない理由があるとき」 ⇒（注）同条第 3 項により、実施しなかった理由を公表	
条例を適用しないもの	市民参加手続を実施	第 6 条第 2 項 (1) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき行うもの	
	市民参加手続を実施しない	第 6 条第 2 項 (2) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの (3) 市の機関内部の事務処理に関するもの	

## 2 市民参加の対象別実施状況

市民参加手続を実施した事務事業について、前述の調査範囲により市民参加の対象別に区分すると【表2】のとおりになります。また、その事務事業名については【表3】のとおりです。

なお、「行政改革推進事業」については、2つの施策等を対象に市民参加手続を実施しました。

【表2】市民参加手続を実施した事務事業数

条例条項等		市民参加の対象	事務事業数	構成比 (%)
第6条第1項 (市民参加の対象)	第1号	市の基本構想、基本計画その他施策の基本的な事項を定める計画等の策定又は変更	11	68.8
	第2号	市政に関する基本方針を定め、又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃	0	0
	第3号	広く市民に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃	0	0
	第4号	公共の用に供される大規模な施設の設置に係る基本計画等の策定又は変更	1	6.2
	第5号	前各号に掲げるもののほか、特に市民参加手続を経ることが適当と認められるもの	4	25.0
第6条第2項第1号	他の法令等により、市民参加手続を実施するもの	0	0	
計			16	100.0

【表3】市民参加手続を実施した事務事業

条例条項等	事務事業名
第6条第1項	第1号 「稲沢市人口ビジョン」「稲沢市まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定事業、 「第6次稲沢市総合計画」策定事業、行政改革推進事業、 地域防災計画修正事業、子ども・子育て会議、環境基本計画進捗管理事業、 生活排水処理基本計画（第5次）策定事業、ごみ処理基本計画策定事業、 男女共同参画プランⅡ（第2次改訂）、生涯学習推進計画策定事業、 史跡尾張国分寺跡保存管理計画策定事業
	第4号 稲沢市汚水適正処理構想策定業務
	第5号 行政改革推進事業、快適で住みよいまちづくり条例推進事業、 違反簡易広告物除去事業、道路維持管理事業

### 3 市民参加の手續別実施状況

市民参加手續の具体的な方法は、条例第7条に定められています。

第1号に「審議会等の設置」、第2号に「パブリック・コメント手續」、第3号に「ワークショップ手續」、第4号に「公聴會手續」、第5号に「アンケート調査」が定められているほか、第6号で「前各号に掲げるもののほか、実施機関が市の施策等の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において適当と認める方法」と定め、前述の5手續以外であっても適用できることとしています（例：インタビュー（ヒアリング）、作文・アイデア等の募集など）。

以上を踏まえて、平成27年度に実施した市民参加手續の方法及び実施件数を見てみると、【表4】のとおり、8つの方法で29件実施されました（第6号「その他」も1つの方法として集計）。

手續別の件数を見てみると、第1号の「審議会等の設置」が11件と最も多く、全体の約4割を占めています。

また、平成26年度は実施実績のなかった第6号の「作文・アイデア等の募集」が2件実施されており、全ての市民参加手續が実施されています。

【表4】市民参加手續の方法及び実施件数

条例条項等		市民参加手續の方法	実施件数 ()内は26年度	構成比 (%)
第7条 (市民参加手續の方法)	第1号	審議会等の設置	11 (8)	38.0
	第2号	パブリック・コメント手續	4 (7)	13.8
	第3号	ワークショップ手續	2 (2)	6.9
	第4号	公聴會手續	2 (2)	6.9
	第5号	アンケート調査	3 (4)	10.3
	第6号	インタビュー（ヒアリング）	2 (1)	6.9
		作文・アイデア等の募集	2 (0)	6.9
		その他	3 (4)	10.3
計			29 (28)	100.0

### 4 まとめ

今回の調査結果から分かった課題等について、次のとおり整理しました。

#### (1) 市民参加手續の実施について

1つの事務事業につき複数の市民参加手續を併用した事業数は5事業で、昨年度（6事業）から減少しています。

市民参加手續の実施に当たっては、対象となる施策等の内容、企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程に適した方法を選択し、できるだけ多くの市民が参加しやすくなるよう工夫して実施することを求めています。

複数の方法を併用することは、市民からより広範に意見等を求めることに繋がるため、市政への市民参加の推進を図る上で有効な手段です。

そのため、条例で規定している手續以外に、「その他適当と認める方法」についても新たな手法を検討し、既存の手續と組み合わせるなど、複数の方法の併用について検討していくことも必要ではないかと考えます。

## (2) 「審議会等の設置」について

実施件数が 11 件と最も多かった「審議会等の設置」については、条例の趣旨に沿い、実施に当たって、委員の公募、会議の公開、会議録の公表を求めています。

今回の調査結果では、【表 5】のとおり、会議の公開及び会議録の公表については実施率が高く、実施担当課の意識の高さが表れた結果となりましたが、委員の公募については十分とは言い難い結果でした。

市内の関係団体等からの推薦によって委員を選任しているケースが主な理由ですが、できるだけ多くの市民が参加しやすいよう、公募市民枠を設けるなど工夫して実施していく必要があります。

また、女性委員の登用促進や開催時間の工夫など、会議を運営するに当たり、より多くの市民が参加できる条件及び環境を整えることも重要と考えます。

【表 5】 審議会等における項目別実施状況

項目	実施	未実施	実施率 (%)
委員の公募	4	7	36.4
会議の公開	7	4	63.6
会議録の公表	8	3	72.7

## (3) 「パブリック・コメント手続」について

「パブリック・コメント手続」の実施件数は、昨年度（7件）と比較すると、施策等の策定案件自体が少なかったこともあり、4件に減少しています。

また、市民の関心の高かった「稲沢市汚水適正処理構想策定業務」に対する意見提出者数は 43 人と、多くの方から意見をいただくことができましたが、その他の事業に目を移すと、意見をいただけなかった事業もあり、十分とは言い難い結果でした。

少数であっても有益な意見が寄せられることもありますので、一概に提出者数や件数のみで良し悪しを判断することはできませんが、パブリック・コメント制度が市民に対して十分に浸透していないことも事実です。

今後は、制度の啓発に一層尽力するとともに、できるだけ多くの意見がいただけるよう、市民への周知方法の改善を図っていく必要があると考えます。

## (4) 全体について

平成 27 年度においては、9 課の 15 事業で 29 件の市民参加手続が実施され、昨年度（13 課の 18 事業で 28 件実施）と比較すると、「実施件数」は増加したものの、「手続を実施した課」及び「事務事業数」は減少しています。

市民参加の推進に向けて、全庁的に一層の努力が必要となる中、依然として職場間、職員間で市民参加に対する意識に差が生じているように感じます。

全庁的に市民参加を推進していくためには、職員全体の意識を今以上に向上させることが不可欠と考えます。

以上の結果及び課題を踏まえ、引き続き制度改善に向けた調査・研究に努め、市民協働による魅力ある地域社会の実現を目指し、更なる市民参加の推進に取り組んでいきます。



## 市民参加の対象について (市民参加条例第6条関係)

市は、以下で掲げる施策等を実施しようとする場合には市民参加を求めなければなりません。

この場合において、緊急その他のやむを得ない理由により市民参加を実施しなかったときは、その理由を公表しなければなりません。

### 1 市の基本構想、基本計画その他施策の基本的な事項を定める計画等の策定又は変更

#### 【計画等の具体例】

総合計画の基本構想・基本計画、行政経営改革プラン、地域防災計画、交通安全計画、地域福祉計画、障害者計画・障害福祉計画、介護保険事業計画、高齢者福祉計画、子ども・子育て支援事業計画、国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）、いきいきいなざわ・健康21、食育推進計画、観光基本計画、農業振興地域整備計画、環境基本計画、ごみ処理基本計画、循環型社会形成推進地域計画、廃棄物処理施設長寿命化計画、橋梁長寿命化修繕計画、総合治水計画、都市計画・緑のマスタープラン、住生活基本計画、公営住宅等長寿命化計画、建築物耐震改修促進計画、水道ビジョン、公共下水道基本計画、男女共同参画プラン、生涯学習推進計画、尾張国分寺史跡指定計画、子ども読書活動推進計画など

### 2 市政に関する基本方針を定め、又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃

#### 【条例の具体例】

市民参加条例、環境基本条例、緑の保全及び緑化推進に関する条例、文化財保護条例、廃棄物の減量化・資源化及び適正処理に関する条例、空き缶等ごみ散乱防止条例、自転車等放置防止条例、違法駐車等防止に関する条例、地域の実情に応じた基準（例：施設公物等の設置・管理・運営基準、行政サービスの提供基準）の設定を定める条例など

### 3 広く市民に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃

#### 【制度の具体例】

情報公開制度、個人情報保護制度、路上喫煙禁止区域の指定、ごみ分別収集制度など

### 4 公共の用に供される大規模な施設の設置に係る基本計画等の策定又は変更

#### 【施設の具体例】

体育施設、文化施設、社会福祉施設、公園、道路、水道施設、下水道施設など、その設置に係る費用が多額となる規模のもの

### 5 その他特に市民参加手続を経ることが適当と認められるもの

1～4で掲げる施策等は、原則として市民参加を求めることが義務付けられているものですが、これ以外の施策等についても、本条例の趣旨を踏まえ、可能な限り市民参加を行うことが望ましいと考えます。

○ 上記に該当する事項であっても、次のいずれかに該当する場合は、市民参加の対象としないことができます。

(※市民参加の実施について否定するものではありません。)

- 1 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき行うもの
- 2 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- 3 市の機関内部の事務処理に関するもの